

監査公表第3号（令和元年5月24日、県公報第6号登載）

本庁定期監査結果に基づく措置通知（平成30年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成30年11月12日30監総第525号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月24日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
福岡県監査委員職務執行者	江藤秀之

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 行正晴實殿
同 岩崎勇殿
同 江藤秀之殿

教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年11月12日30監総第525号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が、前年度に比べて減少しているものの、依然として多額である。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、以下の取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none">奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、続けて電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行っている。長期滞納者に対して、改めて状況を認識させ、返還を意識付けさせるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による回収や電話・訪問による督促を重点的に行っている。奨学金返還督促強調月間を設定し、これまでの戸別訪問で面接が出来ていない滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。県外に居住している高額滞納者に対しては、重点的に職員による訪問を実施している。 <p>これらの取組により、収入未済額が減少しているため、今後も継続して取り組んでいくとともに、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとする。</p>